

府中市耐震改修促進計画 (第3期計画)

令和4年3月

府中市

[目 次]

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間	3
4 対象区域	3
5 本計画の対象とする建築物	4

第2章 地震発生時に通行を確保すべき道路

1 地震発生時に通行を確保すべき道路	7
--------------------	---

第3章 想定される地震と被害概要

1 市の自然特性及び地域特性	9
2 過去の地震被害状況	10
3 想定される地震と被害状況	11

第4章 住宅・建築物の耐震化の現状

1 住宅・建築物の現状	13
-------------	----

第5章 住宅・建築物の耐震化の目標

1 耐震化の目標	21
----------	----

第6章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 基本方針	25
2 建築物の耐震化促進施策	26
3 ブロック塀等の安全対策	29
4 地震時における総合的な安全対策	30
5 地震に伴うがけ崩れ等の建築物の被害軽減対策	31
6 耐震診断が義務付けられている建築物の公表	31
7 耐震化を促進するための環境整備	32
8 災害対策等と連携した取組	32
9 空き家対策等と連携した取組	32

第7章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 リフォームに併せた耐震改修の促進	33
2 相談体制の整備及び情報提供の充実	33
3 揺れやすさマップの周知	34
4 自主対策の推進の啓発	34
5 パンフレットの作成・配布	34
6 セミナー・講習会の開催	35
7 福祉部局と連携した普及・啓発	35
8 地域住民との連携による啓発活動	35
9 防災リーダーの養成	35

第8章 その他建築物の耐震改修等の促進に関し必要な事項

1 耐震化を促進するための指導等に関する事項	36
2 庁内における連携体制の強化	38
3 建築関係団体、特定非営利活動法人(NPO)等との連携	38
4 耐震改修促進計画市町調整会議との連携	38
5 広島県建築安全マネジメント推進協議会との連携	38
6 地震保険の加入促進への普及・啓発	38
7 アクションプログラムの検証・見直し・公表	39
8 計画の検証・見直し	39

【参考資料】

第 1 章 計画策定の趣旨

第 1 章 計画策定の趣旨

1 計画の背景と目的

平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災(兵庫県南部地震)では、地震により多くの尊い命が奪われ、以降、平成 16 年 10 月の新潟中越地震、平成 23 年 3 月の東日本大震災(東北地方太平洋沖地震)、平成 28 年 4 月の熊本地震など人命に関わる大地震が多く発生しています。

阪神・淡路大震災において、死亡の原因は建物倒壊によるものが 9 割、建物火災によるものが 1 割とのデータがあり、建物倒壊による圧死が非常に大きい割合を占めています。さらに、倒壊した建築物により避難経路が閉ざされ、避難ができない事態や、救助の遅れなど、建築物倒壊による二次的な被害があったことも指摘されています。

東日本大震災においては、津波による被害に注目が集まりましたが、地震の揺れそのものによる被害も軽視できません。大規模建築物の利用者に死傷者が出たほか、庁舎が使用不能になるなど、多数の者が利用する建築物や、防災上重要な機能を果たす建築物の耐震化の重要性があらためて認識されるようになりました。

東日本大震災を受けて、国では建築物の耐震化を強力に推進していくため、平成 25 年 11 月に、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下、「法」という。)を改正し、不特定多数の者が利用する建築物など、一部の建築物について耐震診断が義務付けられるなど、建築物の耐震改修に対する取組を強化しました。

また、平成 30 年には、南海トラフ巨大地震の 30 年以内に発生する確率は「70%」から「70~80%」に引き上げられ、住宅・建築物等の耐震化を着実に進める必要性が高まるとともに、頻発・激甚化する自然災害への対応から、発生災害リスクの低い地域への居住誘導など、安全・安心に暮らせる持続可能な都市構造の形成に取り組むことも求められているところです。

府中市では、国の基本方針(平成 18 年 1 月 25 日付国土交通省告示第 184 号)を踏まえ策定された「広島県耐震改修促進計画(平成 19 年 3 月)」に基づき、平成 22 年 3 月に「府中市耐震改修促進計画」を策定し、その後、平成 25 年の法改正による改定内容を踏まえて、平成 29 年 3 月に「府中市耐震改修促進計画(第 2 期計画)」を策定しました。本計画は平成 29 年に策定した耐震改修促進計画(第 2 期計画)の効果を検証するとともに、地震や風水害など自然災害に備えた強靱なまちづくりを推進するといった視点なども踏まえて、新たな計画として策定するものです。

広島県や関係機関との連携強化を含め、震災による住宅や建築物の被害軽減を図るとともに市民の生命と財産を保護するための計画であり、地震災害に強いまちづくりを推進していくことを目的としています。

表 1-1 近年の地震と被害の概要

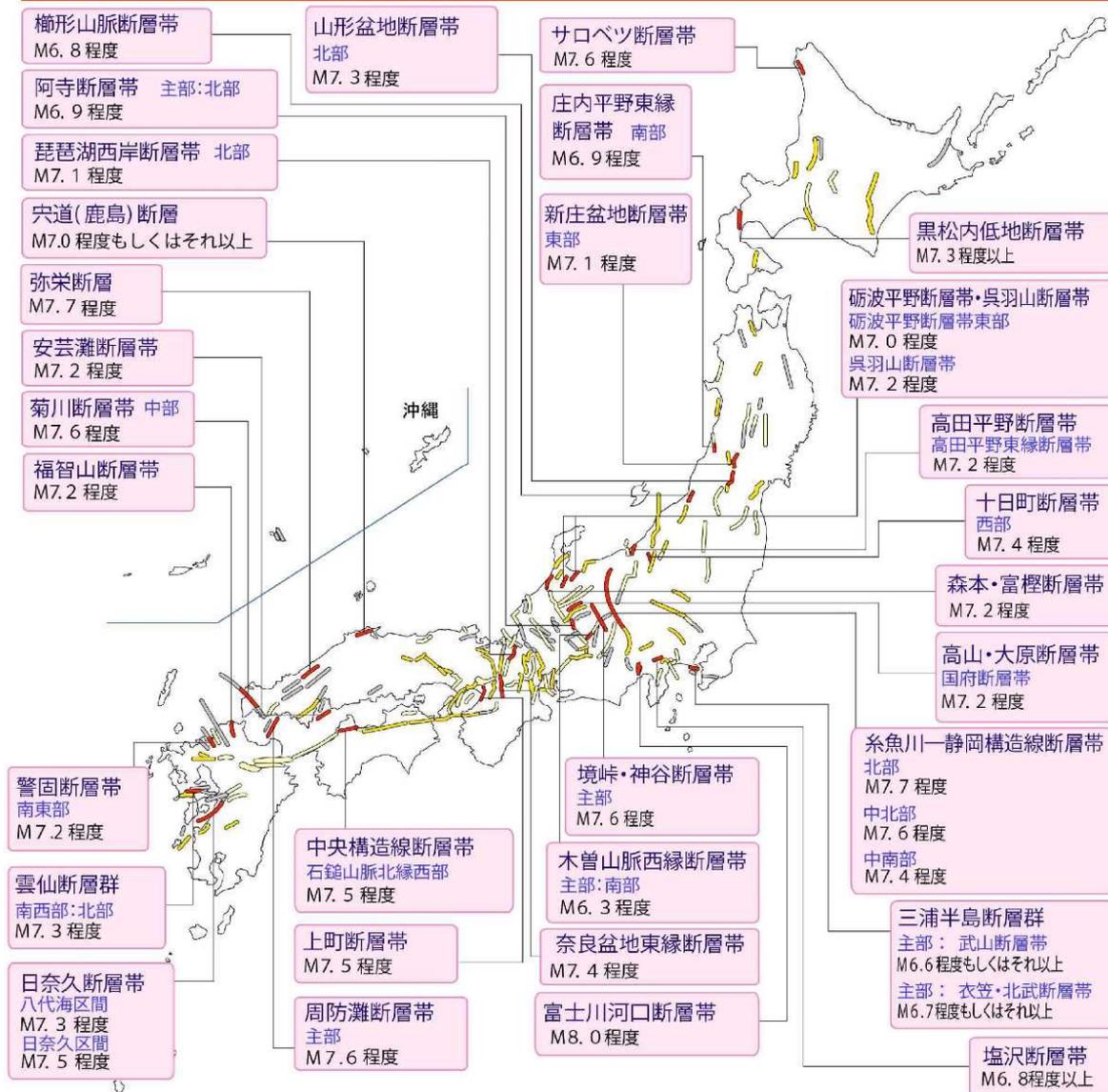
項目	発生日時	震源地	地震規模	最大震度
兵庫県南部地震	平成 7 年 1 月 17 日 5 時 46 分頃	淡路島北部 (深さ 16km)	マグニチュード 7.3	震度 7 (兵庫県神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、北淡町、一宮町、津名町の一部)
新潟中越地震	平成 16 年 10 月 23 日 17 時 56 分頃	新潟県中越地方 (深さ 13km)	マグニチュード 6.8	震度 7 (新潟県川口町)
東北地方太平洋沖地震	平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分頃	三陸沖 (深さ 24km)	マグニチュード 9.0	震度 7 (宮城県栗原市)
熊本地震	平成 28 年 4 月 14, 16 日 21 時 26 分、1 時 25 分頃	熊本県熊本地方 (深さ 11km)	マグニチュード 6.5, 7.3	震度 7 (熊本県西原村、益城町)
北海道胆振東部地震	平成 30 年 9 月 6 日 3 時 7 分頃	北海道胆振地方中東部 (深さ 37km)	マグニチュード 6.7	震度 7 (北海道厚真町鹿沼)

凡例：
● Sランク(高い)：30年以内の地震発生確率が3%以上
● Aランク(やや高い)：30年以内の地震発生確率が0.1~3%未満
● Zランク：30年以内の地震発生確率が0.1%未満
● Xランク：地震発生確率が不明(過去の地震のデータが少ないため、確率の評価が困難)

(注) ひとつの断層帯のうち、活動区間によってランクが異なる場合がある。
 Sランク、Aランク、Zランク、Xランクのいずれも、すぐに地震が起こることが否定できない。

Sランクの活動区間を含む断層帯に吹き出しを付けた。
 中央構造線断層帯 — 断層帯の名称
 石鎚山脈北縁西部 — 活動区間
 M7.5 程度 — 地震規模(マグニチュード)

ランクの算定基準日は2020年1月1日



〈2020年1月1日時点の評価値〉(2020年1月24日公表)

出典：「全国地震動予測地図2020年版」(地震調査研究推進本部)より抜粋

図 1-1 日本の主な活断層の地震動予測地図

2 計画の位置づけ

平成 18 年 1 月の法施行により、都道府県は計画策定が義務となり、市町村は計画策定の努力義務が位置づけられました。さらに、平成 25 年 11 月施行の法改正で、建築物の耐震改修を促進する取組を強化する措置が講じられました。

本計画では、上位計画にあたる「広島県耐震改修促進計画(第3期計画) (令和3年3月策定)」(以下、「県計画」という。)、関連計画である「府中市国土強靱化地域計画」や「府中市地域防災計画」等との整合を図りつつ、府中市の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に係る施策の基本計画として、「府中市耐震改修促進計画 (第2期計画)」を改定します。

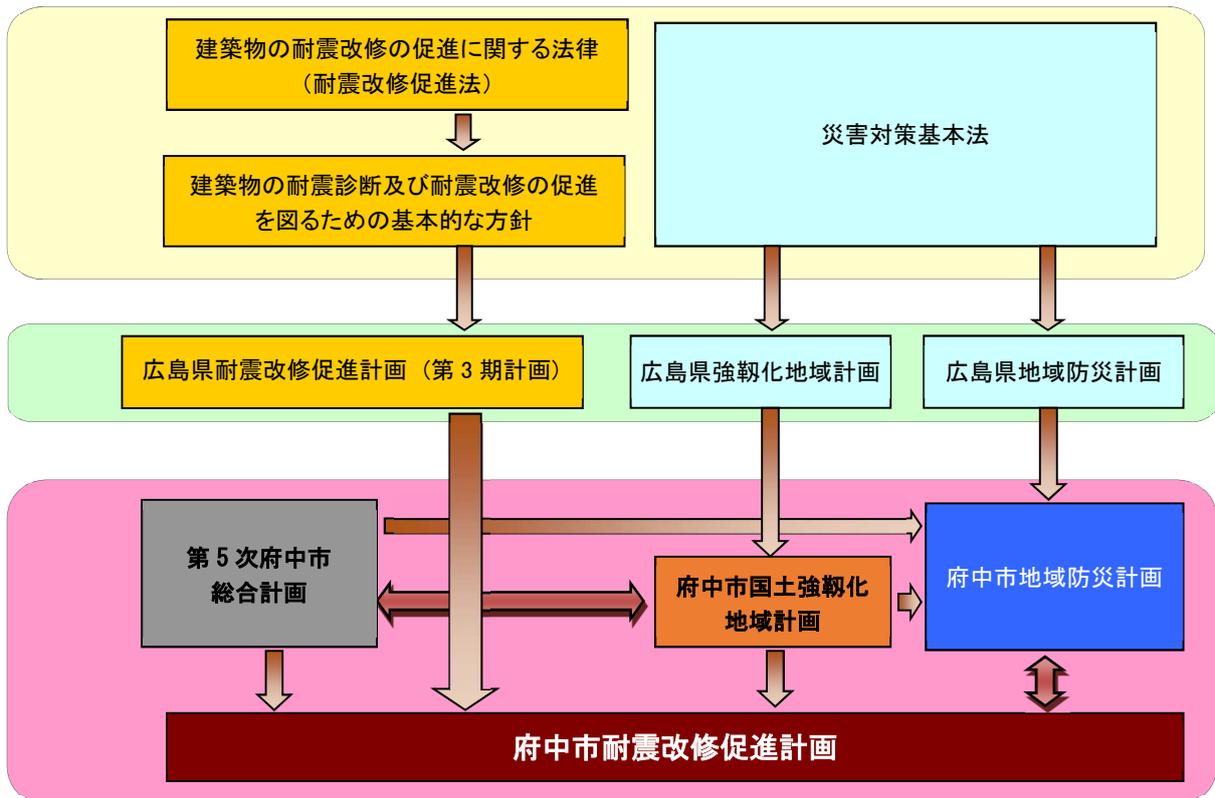


図 1-2 計画の位置付けのイメージ

3 計画期間

国の基本方針や県計画を踏まえ、本計画の計画期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とします。また、国の基本方針や県計画の変更等により、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 対象区域

本計画の対象区域は、府中市全域とします。

5 本計画の対象とする建築物

本計画では、特に耐震化の促進を図るべき建築物として、以下の建築物を対象として取り組みます。

(1) 住宅

住宅は、戸建て住宅及び共同住宅等（共同住宅、長屋住宅、重ね建て住宅等）を対象とします。

(2) 特定建築物

前計画と整合を図るため、本計画では、以下のように用語を定義します。

①多数の者が利用する建築物（表 1-2①）

法施行令（平成 25 年 11 月 25 日施行）で定める、病院、学校、店舗、保育園、事務所等の多くの人利用する建築物で、一定規模以上の建築物

②危険物を取り扱う建築物（表 1-2②、表 1-3）

法施行令（平成 25 年 11 月 25 日施行）で定める危険物を、定められた数量以上の貯蔵又は処理をする建築物

③地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物（図 1-3、表 1-2③）

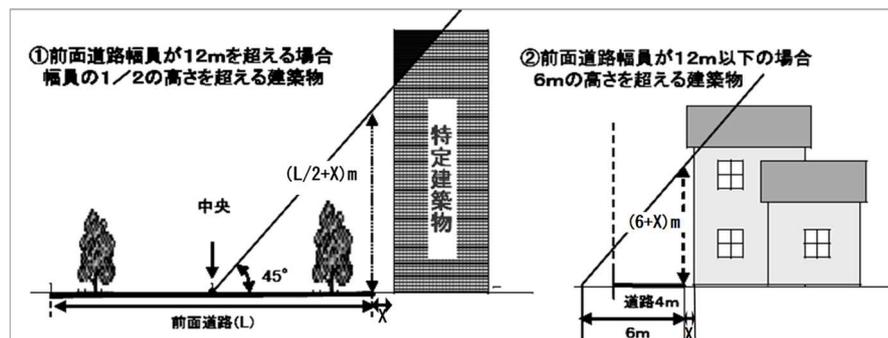
「地震災害時に通行を確保すべき道路」として、緊急輸送路等を閉塞するおそれのある特定の高さ要件を満たす建築物

上記①から③の 3 つを合わせて「特定建築物」と定義します。

～特定の高さ要件～

建築物のいずれかの部分の高さが、道路幅員が 12m 以上の場合当該部分から前面道路の中心線までの水平距離を、道路幅員が 12m 未満の場合当該部分から前面道路の境界線までの距離に 6m を加えたものを超えること。

便宜的に図示すると以下のようになります。



（出典：「国土交通省ホームページ」）

図 1-3 道路をふさぐおそれがある住宅・建築物

表 1-2 特定建築物の規模要件一覧

	用途	指導対象※	指示対象※	義務付け対象※	
①	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数 2 以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数 2 以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数 2 以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
		上記以外の学校	階数 3 以上かつ1,000㎡以上		
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ1,000㎡以上	階数 1 以上かつ2,000㎡以上	階数 1 以上かつ5,000㎡以上	
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ1,000㎡以上	階数 3 以上かつ2,000㎡以上	階数 3 以上かつ5,000㎡以上	
	病院、診療所				
	劇場、観覧場、映画館、演芸場				
	集会場、公会堂				
	展示場				
	卸売市場				
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数 3 以上かつ2,000㎡以上	階数 3 以上かつ5,000㎡以上	
	ホテル、旅館				
	共同住宅、寄宿舎、下宿				
	事務所				
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ1,000㎡以上	階数 2 以上かつ2,000㎡以上	階数 2 以上かつ5,000㎡以上	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、その他これらに類するもの				
	幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ500㎡以上	階数 2 以上かつ750㎡以上	階数 2 以上かつ1,500㎡以上	
	博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ1,000㎡以上	階数 3 以上かつ2,000㎡以上	階数 3 以上かつ5,000㎡以上	
	遊技場				
	公衆浴場				
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗					
工場（危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物を除く。）					
車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの		階数 3 以上かつ2,000㎡以上	階数 3 以上かつ5,000㎡以上		
自動車車庫その他の自動車または自転車の停留、または駐車のための施設					
郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物					
②	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵し、又は処理する全ての建築物	500㎡以上	階数 1 以上かつ5,000 ㎡以上（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）	
③	避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって前面道路の幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ		

※特定建築物に対して耐震改修を促進するため、規制的手法の強化を通じ必要な指導、指示をすることができる建築物及び診断が義務付けられる建築物をいいます。

表 1-3 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定建築物に該当する貯蔵物数量要件

	危険物の種類	危険物の数量
①	火薬類	火薬の場合 10t 他規定あり
②	「危険物の規制に関する政令」別表第 3 の指定危険物	各々「指定数量」の 10 倍
③	同政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類	30t
④	同政令別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類	20m ³
⑤	マッチ	300 マッチトン※
⑥	可燃性ガス (⑦・⑧除く)	20,000m ³
⑦	圧縮ガス	200,000m ³
⑧	液化ガス	2,000t
⑨	毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物	20t
⑩	同第二項に規定する劇物	200t

※マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは並型マッチ (56×36×17mm) で 7,200 個、約 120kg。

(3) 市有建築物

市有建築物は、庁舎や学校など市所有の建築物です。本計画で対象とする市有建築物は、主に防災上必要な施設や利用者の多い施設を対象にします。

(4) 耐震改修促進法の改正による建築物

① 要緊急安全確認大規模建築物

平成 25 年の法の改正に伴い、既往の特定建築物であったもののうち、多数の者が利用する建築物、または危険物の貯蔵・処理を行う建築物の中で大規模なものが「要緊急安全確認大規模建築物 (法附則第 3 条)」として定められています。

② 要安全確認計画記載建築物

大地震時の広域的な避難等に必要な道路の通行を確保するため、広島県又は府中市が道路を指定し、その沿道建築物の耐震診断等を義務付けています。

また、病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保すべき防災拠点施設として広島県が指定したものについても、耐震診断を義務付けることができます。これらの建築物を総称し「要安全確認計画記載建築物 (法第 7 条)」と定められています。

第2章 地震発生時に通行を確保すべき道路

第2章 地震発生時に通行を確保すべき道路

1 地震発生時に通行を確保すべき道路

国の基本方針では、都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項等において、地震発生時に通行を確保すべき道路として、緊急輸送道路、避難路等を指定することとしています。また、緊急輸送道路のうち、災害時の拠点施設を連絡する道路で、災害時に重要な道路については、早急に沿道の建築物の耐震化を図ることとしています。

県計画では、法第5条第3項第2号の道路として、広島県緊急輸送道路ネットワーク計画(平成25年6月)に定める広域緊急輸送道路のうち県内外の救援拠点をつなぐ路線・区間を指定し、沿道の建築物に耐震診断を義務付けています。また、その他の緊急輸送道路を法第5条第3項第3号の道路として指定しています。

また、市町村は、必要に応じて、市町村が定める建築物耐震改修促進計画において、避難路等を追加して設定するものとされていますが、本計画において府中市が指定する緊急輸送道路等はありません。

県計画等で指定されている地震発生時に通行を確保すべき道路は、下表のとおりとなります。

表 2-1 地震発生時に通行を確保すべき道路

	番号	路線名
第1次緊急輸送道路	1	国道486号
	2	国道432号
	3	主要地方道(24)府中上下線
	4	主要地方道(48)府中松永線
第2次緊急輸送道路	5	主要地方道(25)三原東城線
	6	主要地方道(27)吉舎油木線

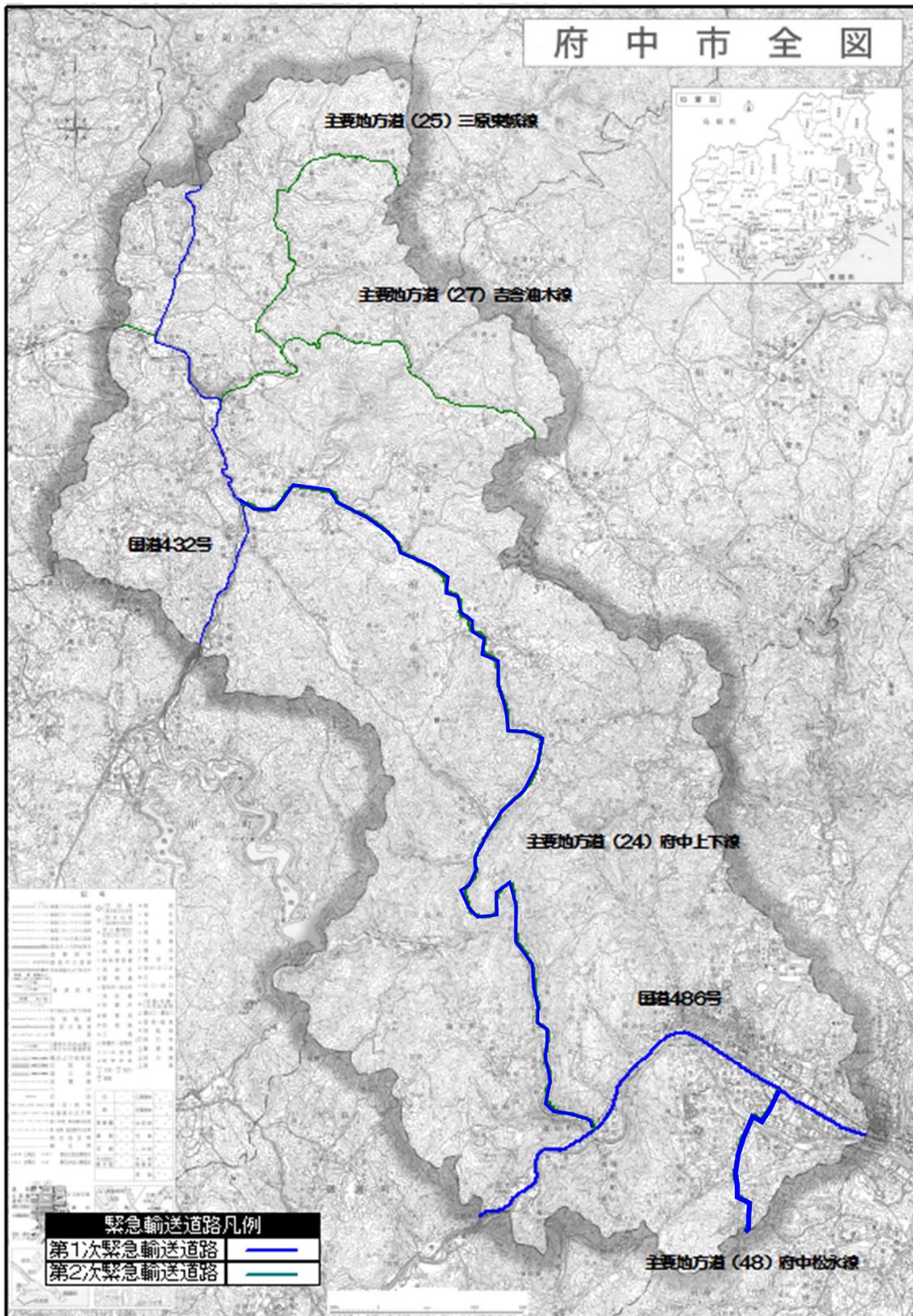


图 2-1 地震時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路）

第3章 想定される地震と被害概要

第3章 想定される地震と被害概要

1 市の自然特性及び地域特性

(1) 概要・位置

府中市は広島県の東南部、北緯 34 度 34 分、東経 133 度 14 分に位置しています。

市の南部は、三方を山に囲まれ盆地を形成し、西北部から東南部にかけて県内三大河川の一つである芦田川が縦貫しており、その沿岸である東南部は、備後平野を形成し、市街地となっています。

芦田川は、市内で阿字川と合流し、下って御調川、出口川、砂川の各河川を合流し、緩い流れとなって、瀬戸内海に注いでいます。

一方、市の北部の上下地区は、平均海拔 460m の高地で竜王山 (768m)、岳山 (738m) をはじめとする山々が起伏し、急峻な地形を形成しています。河川は、日本海に注ぐ江の川水系上下川と、瀬戸内海に注ぐ芦田川水系矢多田川の二つの河川があり、分水嶺の地となっています。また、分水嶺のため支流も数多く、山間谷間に入り込んでおり、その流量は極めて少なくなっています。

(2) 地勢

府中市南部の地質は、主に古生層及び花崗岩により形成され、この他に、芦田川の沖積作用によって生じた第四紀層です。主な構成岩は、粘板岩・輝緑疑炭岩、けい岩などで、これに花崗岩などの火山灰が貫入したものと考えられます。

古生層は、秋吉造山運動直後にたい積したものと考えられ、市の中央部を占め、主として山林及び畑地となっています。

一方、市の北部の上下地区の地質については、全耕地が粘土、砂及び礫で構成され、山林においては石英斑岩が最も多く、北部地帯は緻密石英斑岩、南部地帯は閃雪花崗岩が大部分を占めています。花崗岩を基岩とする地域は、風化作用を受けやすく、しかも急傾斜地帯が多いため雨に際し崩壊しやすく、また、洪水を起こしやすくなっています。

(3) 気候

府中市南部は、比較的快適な気象条件にあり、気温も年平均 15℃前後で温暖な地帯に属し、月平均で零度以下に達することはなく、植物の生育にも恵まれています。降水量は、年間 1,300 mm 前後で、中国地方では最も少ない地帯に属し、春季 25%、夏季 40%、秋季 23%、冬季 11% であり、広島県南部の降雨量と類似し、降水日数は年間 100 日で、県下では少ない地帯です。

一方、市の北部の上下地区は、海拔概ね 460m の高冷地であり、最高気温と最低気温の温度格差が著しく、山間地帯特有の気象状態となっており、年間降水量は府中市南部と同じく年間 1,300 mm 前後です。

2 過去の地震被害状況

広島県内では、昭和 24 年の安芸灘の地震や明治 38 年、平成 13 年に発生した芸予での地震などにより、県南部を中心として被害が発生しています（表 3-1）。

また、過去に発生した南海トラフ沿いの巨大地震（宝永地震、安政南海地震、南海地震等）では、家屋倒壊等の被害を受けました。

近年発生している東日本大震災の海溝型地震や阪神・淡路大震災等の内陸型の大地震は、「いつ」「どこで」発生するかわからない状況にあり、日頃からの備えが重要です。

表 3-1 広島県内の主な地震被害

発生年	震源（地震名）	マグニチュード※1	広島県の被害状況
1649年3月17日 （慶安2）	安芸・伊予	7.0	広島では家屋全壊あり。
1686年1月4日 （貞享2）	安芸・伊予	7.2	広島県中部で被害大。死者 2 人、家屋破損 147 棟。宮島、三原などで被害。
1707年10月28日 （宝永4）	（宝永地震）	8.6	広島県内でも家屋倒壊や、津波による海岸近くの浸水被害が生じた。
1854年12月24日 （安政元）	（安政南海地震）	8.4	（安政東海地震の 32 時間後に発生。二つの地震の被害や、津波被害と区別困難。）
1857年10月12日 （安政4）	伊予・安芸	7.3	（今治で城内破損、郷町で死者 1 人、家屋倒壊 3 棟。宇和島・松山・広島などで被害。郡中で死者 4 人。）
1872年3月14日 （明治5）	（浜田地震）	7.1	県内では負傷者 3 人、家屋全壊 20 棟。
1905年6月2日 （明治38）	（芸予地震）	7.2	県内では死者 11 人、負傷者 160 人、家屋（含非住家）全壊 56 棟。
1946年12月21日 （昭和21）	（南海地震）	8.0	県内では負傷者 3 人、住家全壊 19 棟。
1949年7月12日 （昭和24）	安芸灘	6.2	県内では呉で死者 2 人。下松市で負傷者 2 人。
2000年10月6日 （平成12）	（平成 12 年 （2000 年） 鳥取県西部地震）	7.3	県内では負傷者 3 人。
2001年3月24日 （平成13）	（平成 13 年 （2001 年） 芸予地震）	6.7	県内では死者 1 人、負傷者 193 人、家屋全壊 65 棟。

※1:マグニチュードとは、地震の震源から発生するエネルギー

注:広島県の被害状況の中での()内の記述は、全国での被害の状況を示します。

出典：地震調査研究推進本部より抜粋・加筆

3 想定される地震と被害状況

(1) 府中市で想定される地震

府中市の地震対策において想定を行うべき地震として、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震及びどこでも起こりうる直下の地震から選定します。

広島県地震被害想定調査報告書（平成 25 年 10 月）では、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震として、「歴史的に繰り返し発生し、将来発生する可能性が高い地震」、「国の地震調査研究推進本部が長期評価を行っている「基盤的調査観測対象活断層」による地震」及び「地震規模及び広島県との距離から発生した際に広島県に及ぼす被害が甚大となる可能性が高い地震」の 3 つの基準により判断し、11 の地震を想定しています。

また、どこでも起こりうる直下の地震は、市役所の位置に断層の中心があるとし、想定規模が M6.9 として想定しています。下表に、想定地震の諸元を示します。

表 3-2 想定地震

地震名	地震タイプ	一般走向	傾斜	長さ・幅	上端深さ	マグニチュード※1	今後 30 年以内の発生確率
①南海トラフ巨大地震	-	-	-	-	-	9.0	-
②安芸灘～伊予灘～豊後水道	-	-	-	-	-	6.7～7.4	40%
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部	地殻内	N70° E	北傾斜 30-40°	長さ：約 130km 幅：20-30km	0km	8.0 程度もしくはそれ以上	ほぼ 0～0.3%
④石鎚山脈北縁※2	地殻内	N70°	高角度	長さ：約 30km 幅：不明	0km	7.3～8.0 程度	ほぼ 0～0.3%
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘	地殻内	N70°	高角度北傾斜	長さ：約 130km 幅：不明	0km	8.0 程度もしくはそれ以上	ほぼ 0～0.3%
⑥五日市断層	地殻内	N20° E	高角（西傾斜）	長さ：約 20km 幅：約 25km	0km	7.0 程度	不明
⑦己斐－広島西縁断層帯（M6.5）※3	地殻内	N20° E	ほぼ垂直	長さ：約 10km 幅：不明	0km	6.5 程度	不明
⑧岩国断層帯	地殻内	N60° E	高角北西傾斜	長さ：約 44km 幅：20km 程度	0km	7.6 程度	0.03～2%
⑨安芸灘断層群（主部）	地殻内	N50° E	不明	長さ：約 21km 幅：不明	0km	7.0 程度	0.1～10%
⑩安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）	地殻内	N30° E	不明	長さ：約 37km 幅：不明	0km	7.4 程度	不明
⑪長者ヶ原断層－芳井断層※4	地殻内	N43° E	北傾斜 80°（断層露頭）	長さ：約 37km 幅：不明	0km	7.4※5	-
⑫どこでも起こりうる直下の地震 ※6	地殻内	N45° E	-	-	-	6.9	-

注：表中の数値等は、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」、地震調査研究推進本部の各断層等の「長期評価」による。地震動等の計算に用いたモデルの詳細は、第 IV 編に整理した。

※1：気象庁マグニチュード。ただし、南海トラフ巨大地震のみモーメントマグニチュード

※2：端部の位置、長さは岡村断層部分

※3：己斐－広島西縁断層帯（M6.9）は参考として震源を仮定している

※4：長者ヶ原断層－芳井断層は、本調査による結果を表示

※5：長者ヶ原断層－芳井断層のマグニチュードは、松田（1975）の式（ $\log L = -2.9 + 0.6M$ ）により計算

※6：どこでも起こりうる直下の地震は、震源を仮定しているため諸元（傾斜、長さ、幅、上端深さ等）は省略

出典：広島県地震被害想定調査結果（平成 25 年 10 月）より抜粋・加筆

想定される12の地震のうち府中市に大きな被害を及ぼす断層の地震は、長者ヶ原断層－芳井断層による地震及びどこでも起こりうる直下の地震の2つの地震です。この2つの地震の被害の結果は、下表のとおりと想定されています。

表 3-3 想定地震の府中市に及ぼす被害想定

地震	建物被害												
	全壊棟数(棟)					半壊棟数(棟)					火災による建物被害		
	原因別				合計	原因別				合計	出火件数(件)	残出火件数(件)	焼失棟数(棟)
揺れ	液状化	土砂災害	津波	揺れ		液状化	土砂災害	津波					
長者ヶ原断層－芳井断層	2,780	68	3	-	2,850	5,446	122	6	-	5,573	4	0	18
どこでも起こりうる直下の地震	3,205	68	3	-	3,276	5,567	120	6	-	5,693	5	0	27

地震	人的被害													
	死者(人)						負傷者(人)							
	原因別					合計	原因別					合計		
建物倒壊、屋内収容物移動・転倒	土砂災害	火災	津波	ブロック塀等の倒壊	建物倒壊、屋内収容物移動・転倒		土砂災害	火災	津波	ブロック塀等の倒壊				
長者ヶ原断層－芳井断層	178	(3)	0	0	-	0	178	1,612	(51)	0	1	-	0	1,613
どこでも起こりうる直下の地震	205	(3)	0	1	-	0	206	1,717	(56)	0	1	-	0	1,718

※揺れによる建物被害は人工造成地による割増を含む。
 ※小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。
 ※()内の数値は屋内収容物移動・転倒による人的被害を示す。

(2) 地震による震度予測

府中市に大きな被害を及ぼすと想定された「どこでも起こりうる直下の地震」(市役所を震源位置とした想定地震)及び「長者ヶ原断層－芳井断層による地震」の市内の震度は、震度4～6強の揺れが予測されます。

このうち、最も揺れが大きい震度6強と想定されているのは震源位置である市役所付近や断層に近い地域である市南部の一部地域です。

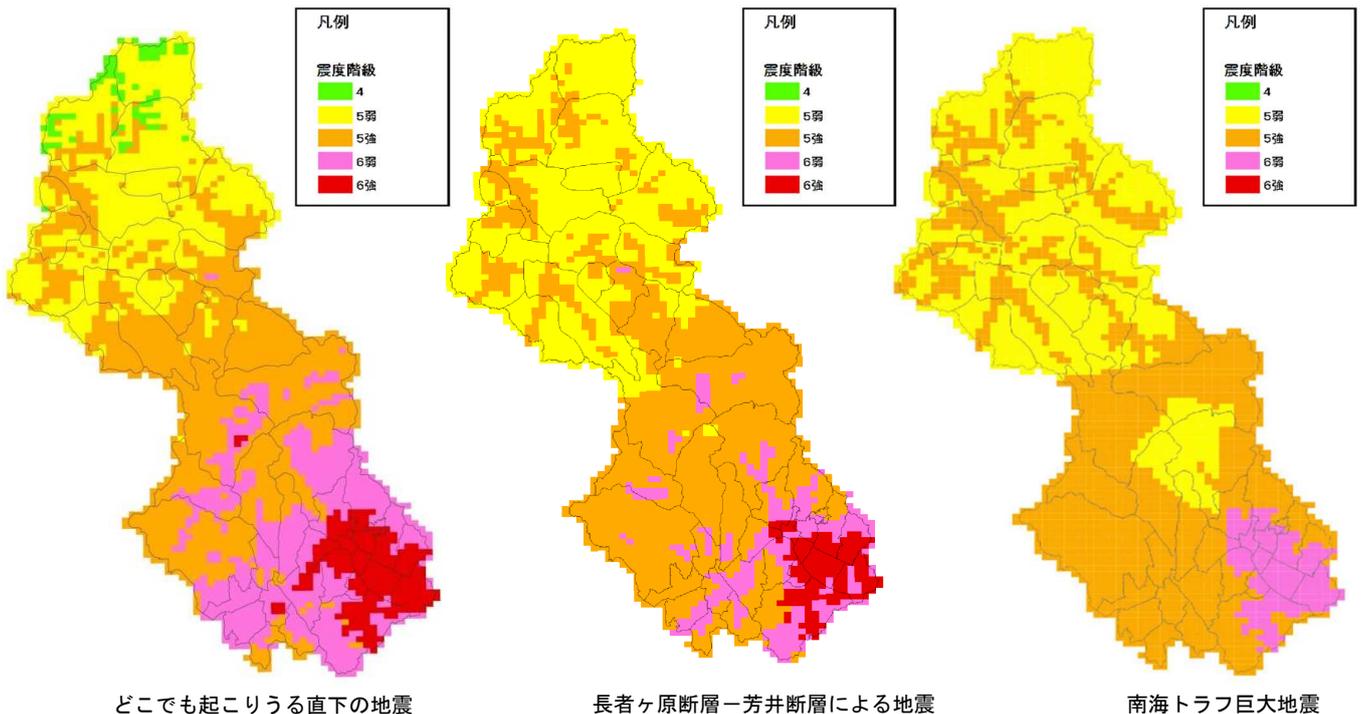


図3-1 想定地震による市内の震度分布

第4章 住宅・建築物の耐震化の現状

第4章 住宅・建築物の耐震化の現状

1 住宅・建築物の現状

建築基準法に基づく現行の耐震基準は、昭和56年6月1日に導入されました。これ以降建築された建築物を「新耐震基準建築物」、これより前に建築された建築物を「旧耐震基準建築物」と分類します。

「耐震性を有する建築物」とは、地震に対する安全性が確保された建築物のことであり、新耐震基準により建築された建築物、耐震診断結果により耐震性を満たす建築物及び耐震改修や建替えにより耐震化した建築物をいいます。

「耐震性が不十分な建築物」とは、旧耐震基準により建築された建築物のうち、耐震診断結果から耐震性が不十分であるものの、耐震改修が行われていない建築物をいいます。

表 4-1 建築年代と耐震性の有無

建築年代	耐震基準	耐震性の有無
昭和56年5月以前	旧耐震基準建築物	耐震性が不十分な建築物
		耐震性を有する建築物
昭和56年6月以降	新耐震基準建築物	

(1) 住宅の耐震化状況

府中市における住宅の耐震化状況は、平成 30 年の住宅・土地統計調査結果により、住宅総数 14,690 戸に対し、「耐震性を有する建築物」（以下、「耐震性あり」とする。）が 10,334 戸、「耐震性が不十分な建築物」（以下、「耐震性なし」とする。）が 4,356 戸となり、耐震化率は 70.4%です。

表 4-2 平成 30 年度央時点における住宅の耐震化率

		建物総数		耐震性あり		耐震性なし	
住宅総数	一戸建	14,690 戸	11,920 戸	10,334 戸 (70.3%)	7,927 戸	4,356 戸	3,993 戸
	共同住宅等		2,770 戸		2,407 戸		363 戸
旧耐震基準	一戸建	6,903 戸	6,189 戸	2,547 戸 (36.9%)	2,169 戸	4,356 戸	3,993 戸
	共同住宅等		714 戸		351 戸		363 戸
新耐震基準	一戸建	7,787 戸	5,731 戸	7,787 戸 (100.0%)	5,731 戸	0 戸	0 戸
	共同住宅等		2,056 戸		2,056 戸		0 戸

注：（ ）内の値は耐震化率となります。

また、住宅・土地統計調査の推移より、令和 2 年度末には住宅総数 14,403 戸、耐震性のある住宅は 10,400 戸になるものとみられ、耐震化率は 72.2%に達していると推計されます（表 4-3 参照）。

表 4-3 においては、平成 30 年度から推計した現状の耐震化率を示します。

なお、推計の際には、住宅の新築や古い住宅の建替えによる「耐震性ありの建築物」の増加や古い住宅の滅失や空き家による「耐震性なしの建築物」の減少を踏まえた推計値により評価しています。

表 4-3 令和 2 年度末住宅の耐震化率

	平成 30 年度	令和 2 年度現状（増減数）
住宅総数	14,690 戸	14,403 戸（-287 戸）
耐震性あり	10,334 戸	10,400 戸（+66 戸）
耐震性なし	4,356 戸	4,003 戸（-353 戸）
耐震化率	70.4%	72.2%（+1.8%）

「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会とりまとめ参考資料」（令和 2 年 5 月：国土交通省）を受け、国は推計方法を見直し、新たな算定方法を提示しています。また、県においても、県計画から、国の新たな推計方法に準じた推計を行っていることから、本計画でも、耐震性を有する住宅の実態を把握するために国が示した方法に準拠し、耐震化率を推計しています。なお、第 2 期計画と同様の推計方法を用いて、令和 2 年度時点の住宅の耐震化率を推計した場合、耐震化率は約 65.5%となります。

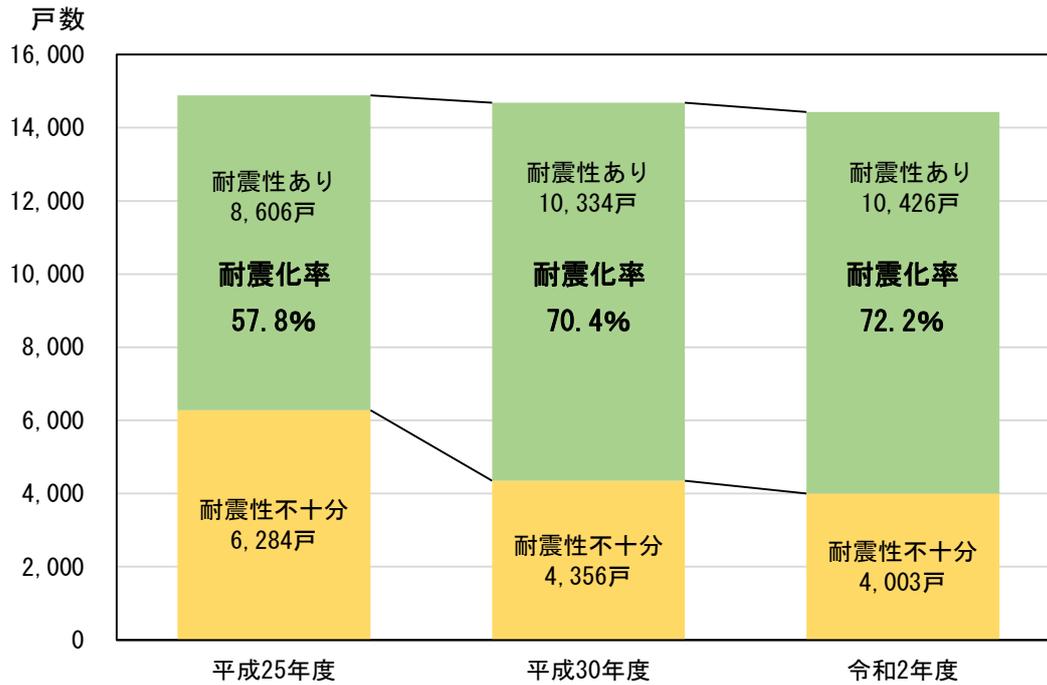


図 4-1 住宅の耐震化の現状

(2) 特定建築物の耐震化の状況

特定建築物は、多数の者が利用する建築物、危険物を取り扱う建築物、地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物に分けられます。以下に、特定建築物の耐震化状況を示します。

表 4-4 民間・公共施設の特定建築物の耐震化の状況 (令和2年度現在)

区分	全棟数	旧耐震基準	新耐震基準	②のうち耐震性あり	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
	①=②+③	②	③	④	⑤=③+④	⑥=①-⑤	⑦=⑤÷①
民間施設	159	74	85	18	103	56	64.8%
公共施設	48	26	22	22	44	4	91.7%
合計	207	100	107	40	147	60	71.0%

また、特定建築物の用途別の耐震化状況は、表 4-5 に示すとおりとなります。

表 4-5 特定建築物の用途別の耐震化状況

特定建築物		令和 2 年度現状						
法	用途	内訳	公共		民間		合計	
			旧耐震基準	新耐震基準	旧耐震基準	新耐震基準		
法第 14 条第 1 号	災害時に重要な機能を果たす建築物 市役所、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉センター、体育館、郵便局等	対象建築物棟数	19	16	5	5	45	
		耐震診断実施棟数	耐震性あり棟数	7	0	0	0	7
			耐震改修実施棟数	8	0	0	0	8
			未診断建築物のうち耐震性ありと推計棟数	2	0	3	0	5
		不特定多数の者が利用する建築物 百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行、集会場、展示場、自動車の車庫、車両等の停留場、公衆浴場、運動施設等	対象建築物棟数	4	2	0	6	12
	耐震診断実施棟数		耐震性あり棟数	0	0	0	0	0
			耐震改修実施棟数	2	0	0	0	2
			未診断建築物のうち耐震性ありと推計棟数	0	0	0	0	0
	特定多数の者が利用する建築物 賃貸住宅（共同住宅に限る）寄宿舎、下宿、工場、事務所等		対象建築物棟数	2	1	30	42	75
		耐震診断実施棟数	耐震性あり棟数	1	0	0	0	1
			耐震改修実施棟数	1	0	0	0	1
			未診断建築物のうち耐震性ありと推計棟数	0	0	15	0	15
		公営住宅 県営住宅、市町営住宅	対象建築物棟数	0	1	0	0	1
	耐震診断実施棟数		耐震性あり棟数	0	0	0	0	0
			耐震改修実施棟数	0	0	0	0	0
			未診断建築物のうち耐震性ありと推計棟数	0	0	0	0	0
	合 計		対象建築物棟数	25	20	35	53	133
		耐震診断実施棟数	耐震性あり棟数	8	0	0	0	8
			耐震改修実施棟数	11	0	0	0	11
未診断建築物のうち耐震性ありと推計棟数			2	0	18	0	20	
第 2 号 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		対象建築物棟数	0	0	20	14	34	
	耐震診断実施棟数	耐震性あり棟数	0	0	0	0	0	
		耐震改修実施棟数	0	0	0	0	0	
		未診断建築物のうち耐震性ありと推計棟数	0	0	0	0	0	
第 3 号 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れのある建築物	対象建築物棟数	1	2	19	18	40		
	耐震診断実施棟数	耐震性あり棟数	0	0	0	0	0	
		耐震改修実施棟数	1	0	0	0	1	
		未診断建築物のうち耐震性ありと推計棟数	0	0	0	0	0	
合 計	対象建築物棟数	26	22	74	85	207		
	耐震診断実施棟数	耐震性あり棟数	8	0	0	0	8	
		耐震改修実施棟数	12	0	0	0	12	
		未診断建築物のうち耐震性ありと推計棟数	2	0	18	0	20	

①多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

多数の者が利用する建築物は、法第14条第1号の建築物です。府中市における多数の者が利用する建築物数は、下表のとおりです。

表 4-6 多数の者が利用する建築物数

(令和2年度現在)

	公 共			民 間			合 計			多数の者が利用する建築物の規模要件
	旧耐震基準	新耐震基準	計	旧耐震基準	新耐震基準	計	旧耐震基準	新耐震基準	計	
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	10	8	18	0	0	0	10	8	18	2階以上・1,000㎡以上 (室内運動場含む)
学校(上記以外)	0	1	1	0	0	0	0	1	1	3階以上・1,000㎡以上
体育館(一般の用に供されるもの)	1	1	2	0	0	0	1	1	2	1,000㎡以上(階数要件なし)
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3階以上・1,000㎡以上
病院、診療所	0	2	2	3	2	5	3	4	7	3階以上・1,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3階以上・1,000㎡以上
集会場、公会堂	3	2	5	0	1	1	3	3	6	3階以上・1,000㎡以上
展示場	0	0	0	0	1	1	0	1	1	3階以上・1,000㎡以上
卸売市場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3階以上・1,000㎡以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	0	0	0	0	1	1	0	1	1	3階以上・1,000㎡以上
ホテル、旅館	1	0	1	0	2	2	1	2	3	3階以上・1,000㎡以上
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舍、下宿	0	1	1	5	14	19	5	15	20	3階以上・1,000㎡以上
事務所	2	1	3	15	10	25	17	11	28	3階以上・1,000㎡以上
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	0	0	0	1	3	4	1	3	4	2階以上・1,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	0	1	1	0	0	0	0	1	1	2階以上・1,000㎡以上
幼稚園・保育所	7	1	8	1	0	1	8	1	9	2階以上・500㎡以上
博物館、美術館、図書館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3階以上・1,000㎡以上
遊技場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3階以上・1,000㎡以上
公衆浴場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3階以上・1,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、その他これらに類するもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3階以上・1,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	0	0	0	0	1	1	0	1	1	3階以上・1,000㎡以上
工場(危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物を除く)	0	0	0	10	18	28	10	18	28	3階以上・1,000㎡以上
車両の停車場または船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3階以上・1,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車または自転車の停留、または駐車のための施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3階以上・1,000㎡以上
郵便局、保健所、税務署、警察署、消防署その他これらに類する公益上必要な建築物	1	2	3	0	0	0	1	2	3	3階以上・1,000㎡以上
合 計	25	20	45	35	53	88	60	3	133	

表 4-7 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況 (令和 2 年度現在)

区分	全棟数	旧耐震基準	新耐震基準	②のうち耐震性あり	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
	①=②+③	②	③	④	⑤=③+④	⑥=①-⑤	⑦=⑤÷①
民間施設	88	35	53	18	71	17	80.7%
公共施設	45	25	20	21	41	4	91.1%
合計	133	60	73	39	112	21	84.2%

②危険物を取り扱う建築物の耐震化の状況

危険物を取り扱う建築物は、法第 14 条第 2 号で定められた建築物です。府中市における危険物を取り扱う建築物の耐震化状況は、下表のとおりです。

表 4-8 危険物を取り扱う建築物の耐震化の状況 (令和 2 年度現在)

区分		全棟数	旧耐震基準	新耐震基準	②のうち耐震性あり	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
		①=②+③	②	③	④	⑤=③+④	⑥=①-⑤	⑦=⑤÷①
民間施設	①火薬類物※	3	2	1	0	1	2	33.3%
	②指定危険物	31	18	13	0	13	18	41.9%
公共施設		0	0	0	0	0	0	0.00%
合計		34	20	14	0	14	20	41.2%

※「危険物の規制に関する政令」別表第 3 の指定危険物

③地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化の状況

地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物は、法第 14 条 3 号で定められた建築物です。

府中市における地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の路線別の耐震化状況は、下表のとおりです。

表 4-9 路線別の 14 条 3 号建築物の耐震化の状況 (令和 2 年度現在)

番号	路線名	旧基準建築物	新基準建築物	合計	耐震化率
1	国道 486 号	14	13	27	48.1%
2	国道 432 号	0	2	2	100.0%
3	主要地方道 (24) 府中上下線	0	3	3	100.0%
4	主要地方道 (48) 府中松永線	3	2	5	40.0%
5	主要地方道 (25) 三原東城線	2	0	2	0.0%
6	主要地方道 (27) 吉舎油木線	1	0	1	0.0%
14 条 3 号建築物総数		20	20	40	50.0%

(3) 市有建築物の耐震化の状況

府中市が所有する市有建築物の状況として、令和 2 年度における市所有の防災上必要な施設及び利用者の多い施設の耐震化状況を示したものが表 4-10 となります。

表 4-10 市有建築物の用途別耐震化状況 (令和 2 年度現在)

施設区分	全棟数	旧耐震基準	新耐震基準	旧耐震基準のうち耐震性あり	耐震性あり	耐震化率
庁舎等	11	2	9	2	11	100.0%
病院機関施設	7	0	7	0	7	100.0%
社会福祉施設	19	14	5	8	13	68.4%
学校関連施設	28	13	15	13	28	100.0%
体育館・屋内運動場	21	8	13	3	16	76.2%
公民館	22	10	12	4	16	72.7%
集会所	80	51	29	0	29	36.3%
文化センター、図書館等	3	2	1	0	1	33.3%
斎場	2	1	1	1	2	100.0%
宿泊施設	5	4	1	0	1	20.0%
総数	198	105	93	31	124	62.6%

(4) 耐震改修促進法の改正による建築物

①要緊急安全確認大規模建築物数

要緊急安全確認大規模建築物は、法附則第3条で定められている建築物です。

この建築物は、不特定多数の者が利用する建築物、避難配慮を要する者が利用する建築物及び危険物貯蔵場・処理場のうち大規模なものが対象となります。

府中市に所在する要緊急安全確認大規模建築物の棟数は4棟であり、全施設で耐震性があります。

表 4-11 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の状況 (令和2年度現在)

区分	全棟数	耐震診断 実施済み	②のうち 耐震性あり	②のうち 耐震改修済	耐震性 あり	耐震性なし 又は不明	耐震化率
	①	②	③	④	⑤=③+④	⑥=①-⑤	⑦=⑤÷①
公共施設	4	4	4	0	4	0	100.0%

②要安全確認計画記載建築物

要安全確認計画記載建築物は、県が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道の建築物及び防災業務の中心となる建築物です。

府中市に所在する要安全確認計画記載建築物の棟数は16棟であり、耐震化率は18.8%となっています(表4-12)。

表 4-12 要安全確認計画記載建築物の耐震化の状況 (令和2年度現在)

区分	全棟数	耐震診断 実施済み	②のうち 耐震性あり	②のうち 耐震改修済	耐震性 あり	耐震性なし 又は不明	耐震化率
	①	②	③	④	⑤=③+④	⑥=①-⑤	⑦=⑤÷①
防災業務の 中心となる 建築物	2	2	0	2	2	0	100.0%
広域緊急 輸送道路 沿道建築物	14	7	0	1	1	13	7.1%
合計	16	9	0	3	3	13	18.8%

第5章 住宅・建築物の耐震化の目標

第5章 住宅・建築物の耐震化の目標

1 耐震化の目標

県計画では、住宅の耐震化率について、令和17年度末の目標値を100%として設定しています。また、多数の者が利用する建築物の耐震化率については、令和12年度末の目標値を100%として設定しています。

これら目標と府中市の現状、府中市耐震改修促進計画（第2期計画）の目標設定などを踏まえ、府中市では、それぞれの耐震化率の目標設定の方針として、県計画の目標年次での耐震化率100%という目標値を達成することを目指し、目標値を下記のように設定することとします。



図 5-1 府中市の住宅の耐震化の目標



図 5-2 府中市の多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

※国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」においては、住宅の耐震化率について、令和2年に耐震化率95%、令和7年に概ね解消という目標が設定されていました。しかし、この目標については、平成30年の全国の耐震化率が87%であることを踏まえると達成困難であるとされており、現在、見直しが検討されています。

(1) 住宅の耐震化目標

市内の住宅の耐震化率は図5-3のとおり、計画の中期目標である令和7年度末では76.7%、計画の最終目標年度の令和17年度末では84.6%となると推計されます。

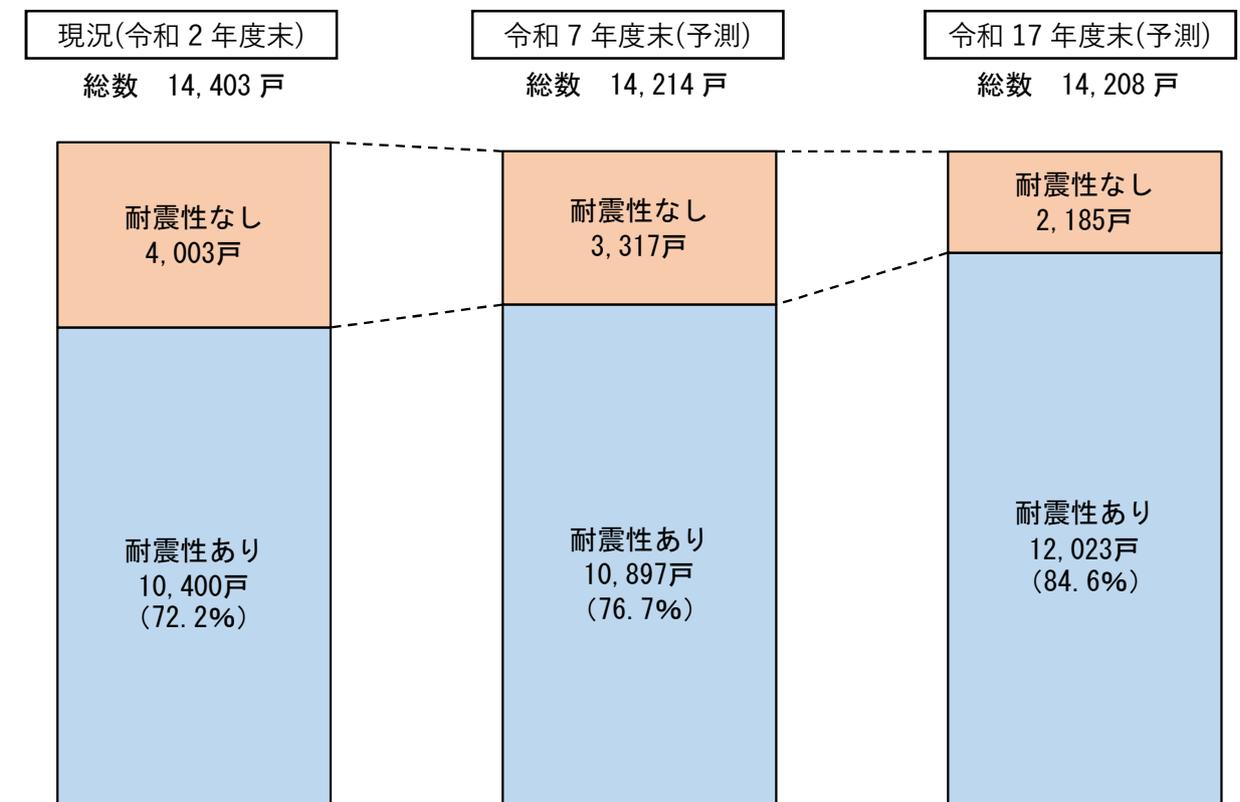


図5-3 住宅の耐震化の自然推計

本計画では、令和17年度末の耐震化率の目標を100%としており、この達成のためには、令和7年度末の耐震化率が81.5%程度に達することが望まれます。

現状の耐震化率は、県の状況より遅れがあることから、耐震改修や建替え等の促進、新耐震基準の住宅等への住み替えなどの新たな施策展開により耐震化率の押上を図ることで、この目標を達成していく必要があります。

表5-1 住宅の耐震化の目標及び必要改修戸数

	令和2年度末	令和7年度末	令和17年度末
自然推計の耐震化率	72.2%	76.7%	84.6%
目標の耐震化率	-	81.5%	100.0%
耐震改修の必要戸数	-	816戸(5年間)	2,440戸(15年間)
1年間当たり	-	163戸	163戸

(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化目標

地震による死者数及び経済被害額を軽減させるためには、減災効果の大きな建築物を優先して耐震化に取り組む必要があります。

多数の者が利用する建築物の用途別の耐震化状況を下表で示します。

表 5-2 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

法	用途	令和 2 年度末				
		建物総数 (棟)	耐震性有建物数 (棟)	耐震化率		
法第 14 条第 1 号	災害時に重要な機能を果たす建築物	市役所、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉センター、体育館等	45	41	91.1%	
		公共	35	33	94.3%	
		民間	10	8	80.0%	
	不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	12	10	83.3%	
		公共	6	4	66.7%	
		民間	6	6	100.0%	
	特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）寄宿舎、下宿、事務所、工場等	75	60	80.0%	
			公共	3	3	100.0%
			民間	72	57	79.2%
	公営住宅	市営住宅	1	1	100.0%	
公共			1	1	100.0%	
合計		133	112	84.2%		
		公共	45	41	91.1%	
		民間	88	71	80.7%	

本計画では、令和 12 年度末時点の耐震化率の目標を 100%としており、この達成のためには、令和 7 年度末時点の耐震化率が 91.2%程度に達することが望まれます。

令和 12 年度末に目標を達成するためには、令和 2 年度末から令和 12 年度末までの 10 年間で耐震性が不足する建築物を 21 棟程度解消していく必要があります。

表 5-3 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標及び必要改修棟数

	令和 2 年度末	令和 7 年度末	令和 12 年度末
目標の耐震化率	84.2%	91.2%	100.0%
耐震改修の必要棟数	-	10 棟(5 年間)	21 棟(10 年間)
1 年間当たり	-	2 棟	2 棟

(3) 耐震診断義務付け対象建築物

耐震化による被害軽減効果が高いとされている要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物（防災業務等の中心となる建築物・広域緊急輸送道路沿道建築物）について、国及び県は令和 7 年度末までに耐震性が不十分なものを概ね解消することを目標として設定しています。本計画では、国の方針及び県計画に即して令和 7 年度末に耐震性の不足する建築物を「概ね解消」することを目標とします。

表 5-4 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の現状

	令和 2 年度末			令和 7 年度末 目標
	総数	耐震性 あり	耐震化率	
要緊急安全確認大規模建築物	4	4	100.0%	耐震性不足の 建築物を概ね解消
防災業務等の中心となる建築物	2	2	100.0%	
広域緊急輸送路沿道建築物	14	1	7.1%	
合計 (耐震診断義務付け対象建築物)	20	7	35.0%	

(4) 市有建築物

本計画で対象とする市有建築物（防災上必要な施設及び利用者の多い施設）の耐震化率は、62.6%（面積ベースで 82.2%）となっています。府中市では、耐震化が必要な市有施設の耐震化に継続的に取り組みます。

表 5-5 市が所有する建築物の耐震化の現状

	令和 2 年度末
公共建築物	62.6% （棟数ベース）
	82.2% （面積ベース）
防災業務等の中心となる建築物	100.0%
多数の者が利用する建築物	91.1%

第 6 章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

第6章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 基本方針

建築物の所有者は自らの責任において安全性を確保する必要があり、大規模地震で生じる甚大な被害を軽減するための有効な対策として耐震化の促進を図る必要があります。

特に住宅は、第2期計画の目標値に達しておらず、耐震改修の補助制度利用も低調であることに加え県計画において支援制度を創設したことから、本計画（第3期計画）では、住宅の耐震化を重点的に進めます。

また、早期の救助・復旧活動に関係する要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物や防災拠点施設）の耐震化を引き続き進めます。

さらに、県、市町及び関係団体等が連携して、広域の住宅・建築物の耐震化を含めた総合的な安全化対策を計画的に促進するとともに、市民の耐震化の必要性の認識が向上するよう意識啓発を行い、自主的な耐震化を促進します。

合わせて、地震発生時に被害をできるだけ防ぐとともに、被災後応急対策を行えるようするため、以下のような建築物の耐震化の促進を図ります。

- ・災害時に災害対策本部、避難所等の防災活動拠点となる市有施設
- ・民間の防災上重要な建築物や不特定多数の人が集まる施設
- ・公共性が高いもの
- ・避難施設として利用するもの

2 建築物の耐震化促進施策

(1) 住宅の耐震診断及び耐震改修等に対する補助事業

耐震診断を実施し、住宅の倒壊等による被害の軽減を図ることを目的として、木造戸建て住宅を対象に行う耐震診断に対して、その費用を助成する「府中市木造住宅耐震診断費補助事業」を実施します。また、耐震化に向け効果的な支援につながる国の補助制度（平成 30 年に創設された「総合支援メニュー」）の活用に合わせて、県の補助制度と協調し、耐震改修や建替え・除却工事等の費用を助成する「府中市住宅耐震化促進支援事業」を実施します。

表 6-1 府中市木造住宅耐震診断費補助事業の概要

区分	対象建築物	対象となる診断・補助額
耐震診断	<ul style="list-style-type: none"> ・府中市内に所在する木造住宅 ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された戸建住宅、併用住宅又は長屋住宅 ・構造が木造在来軸組構法及び伝統的構法により建築されたもの ・地下を除く階数が 2 階建以下であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・府中市木造住宅耐震診断設計資格者が診断したもの ・(財)日本建築防災協会「木造住宅耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」に基づいて実施する耐震診断 ・補助対象経費に補助率 2/3 の額（補助限度額 4 万円）

表 6-2 府中市住宅耐震化促進支援事業の概要

区分	対象建築物	補助対象費用	区域要件	補助率	補助限度額
耐震改修	<ul style="list-style-type: none"> ・府中市内に所存する木造住宅 ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された戸建住宅又は併用住宅 	補助対象住宅の耐震改修工事に要する工事費（耐震改修設計・工事監理費を含む）	居住誘導区域内	工事費の 4/5	100 万円
			市街化区域内		70 万円
			市街化区域外		50 万円
現地建替	<ul style="list-style-type: none"> ・構造が木造在来軸組構法及び伝統的構法により建築されたもの ・地下を除く階数が 2 階建以下であること 	補助対象住宅の現地建替え工事に要する工事費（設計・工事監理費を含む）	居住誘導区域内		100 万円
非現地建替	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満であること ・居住の実態があること ・販売を目的とするものでないこと 	補助対象住宅の除却工事に要する工事費	移転先が居住誘導区域内	除去工事費の 23%	83.3 万円
除却			—		

(2) 住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定

耐震性が不足する住宅の耐震化を効果的に進めるため、府中市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下、「アクションプログラム」という。）を策定し、戸別訪問等の住宅所有者への直接的な働きかけなど以下のような取組を進めます。

表 9-1 アクションプログラムに基づき推進する取組

ア 戸別訪問等の方法による住宅所有者に対する直接的な働きかけの取組
イ 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組
ウ 改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から事業者等へつながる取組
エ 耐震化の必要性に係る普及・啓発

広島県が主体となって実施する下記の取組について、市は県と連携していきます。

【広島県が主体的に実施する取組】

(1) 改修事業者等の技術力向上を図る取組等

改修事業者等の技術力向上及び事業者情報の周知の取組については、県が主体となり次のように取り組む。

県は、市町や建築関係団体と連携して、設計者・施工者などの建築関連技術者を対象とした耐震診断・改修の講習会を実施し、様々な工法による耐震改修の事例や、耐震改修工事の事例を情報提供するなど、耐震改修の工法の普及等により改修事業者等の技術力向上に努める。

また、耐震診断・改修を行う優良な改修事業者等の登録に努めることとし、登録した者（設計者・工事施工者等）を耐震診断・改修の市町の相談窓口等で紹介できるような体制の構築を進める。

(2) 所有者への普及啓発

市町及び建築関係団体等と連携して、相談窓口の設置やセミナーの開催等を通じた耐震化のための情報提供などにより、所有者の耐震化に向けた意識啓発に取り組む。これから耐震改修工事を行う建物所有者等に対しては、工事費用や工事期間、耐震改修の効果など、耐震改修の有益な情報の提供に努める。

また、県主導による情報の一元化による補助申請手続きの簡素化など、市町を支援するソフト対策と補助制度の連携を進める。

出典：広島県耐震改修促進計画【第3期計画】より抜粋

(3) 住宅の耐震改修に対するリフォームへの融資

耐震改修工事を伴うリフォーム工事については、独立行政法人住宅金融支援機構から工事費用の融資を受けることができます。市はこの周知に努めます。

表 6-6 リフォーム融資の概要

事業主体	(独)住宅金融支援機構 (旧住宅金融公庫)
対象住宅	工事完了後の住宅部分の床面積が 50 m ² (共同建ては 40 m ²) 以上の住宅
対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ・「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成 7 年法律 123 号) に定める計画の認定を受けた改修計画にしたがって行う耐震改修工事 ・機構の定める耐震性に関する基準に適合するよう行う耐震補強工事
融資内容	融資限度額 1,000 万円 (対象工事の 8 割以内) 金利償還期間 10 年以内 0.59~1.05% 11 年以上 1.04~1.48%

(4) 耐震診断義務付け建築物の耐震化に対する支援制度

避難路沿道建築物など耐震診断義務付け対象建築物の耐震化を支援するため、国では「耐震対策緊急促進事業」などの補助制度を整備しています。市においては、補強設計や耐震改修に対する補助制度「広域緊急輸送道路沿道建築物耐震改修事業」を実施しています。

また、耐震改修工事を行った耐震診断義務付け対象建築物の所有者は固定資産税の特別控除を受けることができます。市はこの周知に努めます。

表 6-7 府中市広域緊急輸送道路沿道建築物耐震改修事業の概要

区分	対象建築物	主な内容
耐震診断	<ul style="list-style-type: none"> ・府中市内に存在する広域緊急輸送道路沿道建築物 ・特定行政庁による勧告又は法に基づく指導を受けたもので、建築基準法に基づく耐震改修に係る命令を受けていないもの ・耐震診断の結果、倒壊のおそれがあると判断されたもの 	補助金対象事業費に対して補助を行う 補助率 補助金対象事業費の 11/15
耐震改修		
耐震補強設計		

表 6-8 耐震診断義務付け対象建築物に関わる特別控除の概要

対象	耐震診断義務付け対象建築物
対象区域	対象区域に制限なし
特例期間	～令和 5 年 3 月 31 日
対象工事	国の行う耐震対策緊急促進事業のうち、耐震改修を行う事業に係る補助 (政府の補助) を受けていること
控除額	耐震改修工事が完了した年の翌年度分 2 年間当該家屋にかかる固定資産税の 1/2 の額が減額されます (単年度上限 工事費の 2.5%)。

3 ブロック塀等の安全対策

昭和 53 年の宮城県沖地震や平成 15 年の十勝沖地震、平成 30 年の大阪府北部地震を震源とする地震では、耐震対策が不十分なブロック塀等が倒壊し、尊い命が失われるなど重大な被害が発生し、あらためて基準を満たさないブロック塀の危険性が認識されました。また、ブロック塀の倒壊により、地震後の避難や救急、消火活動に支障をきたす可能性も指摘されています。



市では、ブロック塀等の倒壊による被害を未然に防ぐため、老朽化したブロック塀等の調査・修理・補強、生け垣への転換などの安全対策の啓発などに努めます。また、国の補助事業などを活用し、危険なブロック塀の周知や除却・改修などによる地域の安全確保に向けた啓発活動など有効な取組を行います。

表 6-9 府中市ブロック塀等の安全確保事業の概要

事業名	府中市ブロック塀等の安全確保事業
対象者	府中市に所在する危険ブロック塀等の所有者
対象事業	次の塀を撤去又は塀を撤去し安全な塀等の新設 <ul style="list-style-type: none"> ・府中市内に所在するブロック塀等 ・「ブロック塀等の点検」等により安全性が確認できないもの ・府中市耐震改修促進計画で定める避難路等に面しているもの
補助額	補助対象経費（①又は②のどちらか低い額）の 2/3 以内の額 （補助限度額 除却費 15 万円、建替え費 15 万円） ① 危険なブロック塀の延長（m）×8 万円/m ② 総事業費（除却費＋建替え費）
対象路線 [※]	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成 25 年 6 月）に定められた第 1 次、第 2 次緊急輸送道路 ・耐震改修促進法第 6 条第 3 項第 1 号の規定に基づく道路として府中市耐震改修促進計画（第 3 期計画）で指定する道路 ・学校通学路 ・住宅や事業所等から府中市地域防災計画で定める避難所、避難場所等へ至る私道を除く経路及び避難路



写真 6-1 児童によるブロック塀の防災学習



写真 6-2 専門家による通学路調査の様子

※地域の安全確保モデル事業（平成 30 年～令和 2 年度）による取組事例

4 地震時における総合的な安全対策

(1) エレベーター及びエスカレーターへの地震防災対策

平成 17 年 7 月 23 日、最大震度 5 強を記録する千葉県北西部地震が発生し、首都圏では約 6,400 のエレベーターが運転休止、そのうち 78 台において閉じ込め事故が発生しました。また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災においてエスカレーターの脱落が発生しました。

地震時における、エレベーター内部への閉じ込め事故やエスカレーターの脱落等の防止を図るため、建築基準法の定期点検等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対してエレベーター及びエスカレーターの地震時の被害等を周知し、地震時の安全対策について普及啓発を図ります。

(2) 窓ガラス、外壁タイル、屋外広告物等の落下防止対策

建築物の窓ガラスの破損や外壁タイル、屋外広告物等の落下が発生した場合、死傷者が発生したり、避難・救助活動のための道路の通行に支障をきたすおそれがあります。

このようなことから、市街地で人の通行が多い沿道に建つ建築物や避難路沿いにある建築物の窓ガラスの地震対策や外壁に使われているタイル、屋外広告物等の落下防止対策などの重要性を周知するとともに、設置方法や施工及び維持管理の状況等について点検を促し、落下防止対策等について普及啓発に努めます。



(3) 大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、体育館や劇場等の大規模空間を有する建築物のつり天井の脱落による被害が生じました。

不特定多数の人々が利用する大規模空間を持つ建築物の所有者等に対して、天井の構造や施工状況及び維持管理の状況等について点検を促すとともに、正しい施工技術や補強方法の普及啓発を図り、天井の崩壊防止対策について注意喚起を行うなど、安全対策措置を講じるよう啓発に努めます。

(4) 家具の転倒防止対策について

家具が転倒することにより負傷したり、避難や救助の妨げになることが考えられます。住宅内部での身近な地震対策として、家具転倒防止の対策を市民に周知するとともに、効果的な家具の固定方法の普及徹底に努めます。

(5) その他の建築設備の転倒防止、破損防止の対策について

給湯設備、配管等の設備に対して、地震により転倒、破損がないように建築物の所有者、管理者等に対し周知し、安全対策措置を講じるよう努めます。

5 地震に伴うがけ崩れ等の建築物の被害軽減対策

(1) がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ崩れ等の危険から住民の生命の安全を確保するために、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅から移転を行うものに対する補助制度であり、県と連携して実施します。

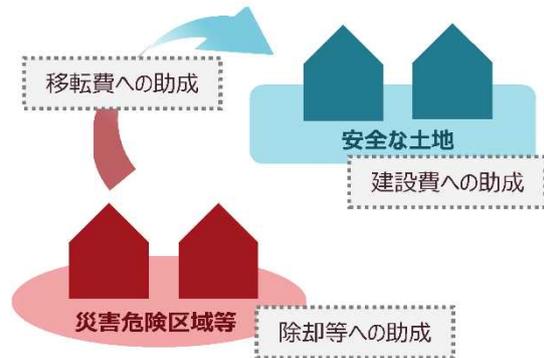


図 6-1 事業適用イメージ

(2) 住宅・建築物の土砂災害対策改修に関する事業

土砂災害特別警戒区域内において、砂防ダム等の整備までの土砂災害による危険から市民の生命の安全を確保するために、既存不適格住宅及び既存不適格建築物の土砂災害対策改修を行う者に対する補助制度であり、県と連携して実施します。

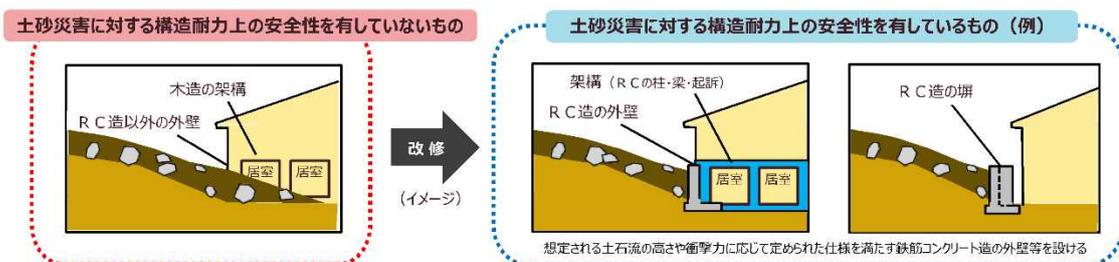


図 6-2 事業適用イメージ

6 耐震診断が義務付けられている建築物の公表

所管行政庁である県は、地域内の特定既存耐震不適格建築物、要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物の状況を調査します。また、耐震診断が義務付けられている要緊急安全確認大規模建築物と要安全確認計画記載建築物の所有者からの耐震診断の報告の結果を受け、結果を公表し、公表した耐震化の取組状況（耐震改修の予定等）を適宜更新しています。

この施策に対して、市は県に協力していきます。

7 耐震化を促進するための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題となっているなど住宅・建築物の所有者等が耐震改修を実施するにあたっては様々な不安材料があります。したがって、耐震改修を促進するためには、これらの建物の所有者が安心して耐震改修に取り組めるような環境整備が必要です。

特に、工事の依頼先や工事費用、工事内容、工事の効果等の不安を解消することが重要であるため、以下のような施策を講じ、耐震化促進のための環境整備を進めます。

(1) 耐震診断を行う建築事務所の登録及び公表

市では、日頃耐震診断を実施する建築士と関わり合いが少なく、だれに頼んだらよいのかわからない等の不安を持つ建築物所有者のために、耐震診断を円滑に行うことを目的として、耐震診断を実施する建築士を登録し公表します。

合わせて、(一財)日本建築防災協会が講習会を受講した建築士が所属する建築事務所を公表しており、市HPにおいてもお知らせします。

(2) 安心して相談できる環境の整備

市の相談窓口においても、耐震改修の必要な建築物の所有者に対し、耐震診断や耐震改修の相談や補助等の支援制度等の説明、専門家や事業者の紹介等を県と連携して行います。

8 災害対策等と連携した取組

近年は、平成30年7月豪雨や令和2年7月豪雨などでの土砂災害をはじめとした自然災害による甚大な被害が頻発しています。

このため、地震による被害から生命、身体及び財産を保護する住宅の耐震化については、地域の安全・安心に関わる防災・減災対策との連携を図るとともに、長期的な視点も持ちながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導するなど、災害に強い、安心して暮らせる都市の構築を目指した取組との連携に努めます。

9 空き家対策等と連携した取組

府中市空家等対策計画や府中市立地適正化計画などとの連携を図り、耐震性が確保されていない住宅から耐震性が確保された空家等への住み替えを推奨するなど、住宅の耐震化の向上につながる取組について検討します。

また、老朽化により危険な状態にある空家については、「府中市老朽危険空き家解体促進事業」を周知するなど、安全で安心な住環境の向上に向けた自主的な解体促進を図ります。

第7章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

第7章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 リフォームに併せた耐震改修の促進

住宅設備やバリアフリー等のリフォームの際に併せて耐震改修工事を行うことで、工費費用を低減させることができます。また、国ではカーボンニュートラルの推進に向けて、耐震改修等と併せた住宅エコリフォーム（省エネ改修等）等の補助金制度を創設しています。市では、相談窓口やホームページ、パンフレット、各種イベントの機会等を通じて、リフォームと併せて耐震化を実施した場合のメリットや手法について情報提供し、耐震化の促進を図ります。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

市は、耐震診断、耐震改修や住宅リフォーム等において、建築関連団体の相談窓口など、多方面の専門家と連携して相談に対応できる体制と仕組みづくりを進め、耐震診断・耐震改修等に関する普及啓発活動に努めます。

さらに、耐震化に関するパンフレット、ポスター、市の広報・ホームページ・公式アプリ『My 府中』等、あらゆる機会や媒体により情報を発信していきます。

また、耐震相談窓口では、県と連携して、下表に示す事項について、情報提供の充実を図れるよう体制の整備に努めます。

表 7-1 耐震相談窓口での情報提供の内容

情報提供の内容
自己による簡単な診断方法
耐震診断の概要や診断を受ける方法
家具転倒防止等屋内での安全確保の方法
耐震改修の工法の紹介
耐震診断・改修等に関する支援制度
耐震改修に関する住宅金融支援機構等の融資制度
耐震改修促進税制
耐震診断や耐震改修を実施可能な業者の紹介
耐震改修にあわせたリフォームの方法
地震防災に関する情報
安全なブロック塀構造の方法や危険なブロック塀撤去等の支援制度

3 揺れやすさマップの周知

地震調査研究推進本部地震調査委員会では、令和元年2月に「日本海溝沿いの地震活動の長期評価」、令和2年1月に「南海トラフ沿いで発生する大地震の確率論的津波評価」が公表されたことから、この間に得られた新たな知見に基づいて全国地震動予測地図を更新し、「全国地震動予測地図2020年版」として公表しました。

市では、これらの地図を市HP等でお知らせすることにより、自らの居住地を地図で認識できることで、地震時の危険性を実感することができるよう努めます。

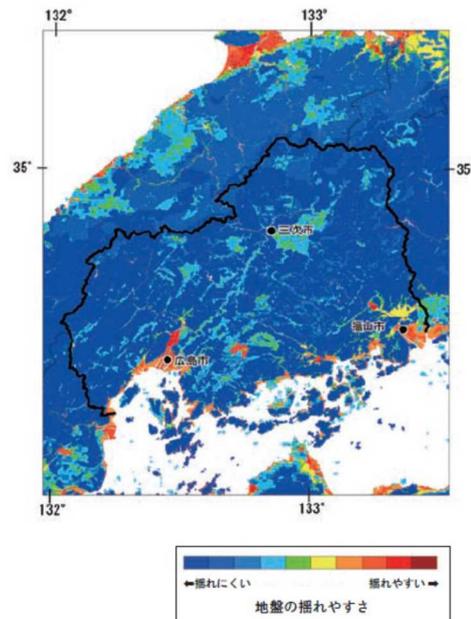


図 7-1 揺れやすさマップ

※出典：全国地震動予測地図（地震調査研究推進本部地震調査委員会）

4 自主対策の推進の啓発

地震時における、家具・冷蔵庫等の転倒は、人の負傷に加え、避難や救助活動の妨げとなるおそれがあります。室内における安全対策として、食器棚等の固定、窓ガラスの飛散防止フィルムの利用、防災ベッドや耐震テーブルの活用等があります。

市では、これらの室内の安全確保の啓発に努めます。

5 パンフレットの作成・配布

住宅の簡易耐震診断や補助事業に関するものなど、耐震改修支援センター（（一財）日本建築防災協会）発行のパンフレット等を配布し、耐震化に関する啓発を行います。

パンフレットの配布は、県と連携し、市内全ての建築物所有者への全戸配布を行うなど、普及・啓発に努めます。

6 セミナー・講習会の開催

県、建築関係団体と連携して、建築士等による耐震相談会や耐震診断・改修に関するセミナー・講習会等を実施し、建物所有者等に対し耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発を行います。

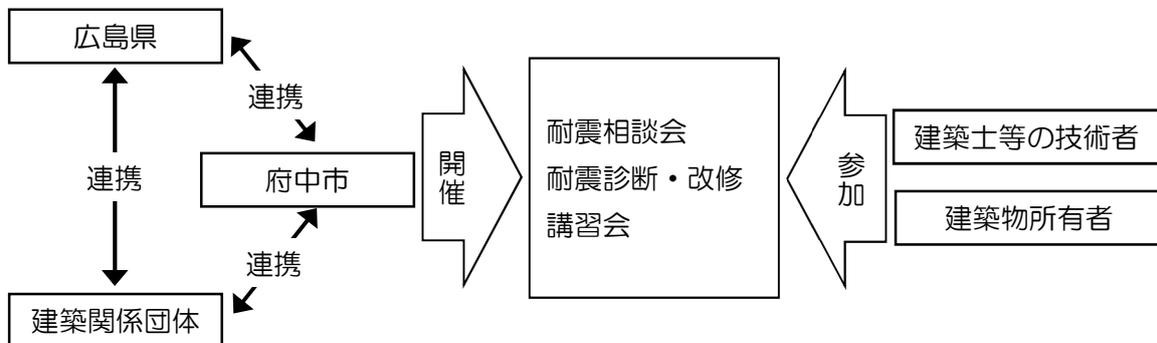


図 7-1 施策のイメージ

7 福祉部局と連携した普及・啓発

高齢者・障害者等が居住する住宅の耐震化は、災害時に避難施設等で生活することが困難な高齢者・障害者等にとって重要な課題です。福祉部局と連携して、地震防災、住宅の耐震化等に関する知識の普及・啓発に努めます。

8 地域住民との連携による啓発活動

地震防災対策として、「自らの命は自らで守る」「地域の安全は地域で守る」という共通の目的を持って住民が自発的に結成する組織である自主防災組織の活動が非常に有効であるといわれています。市内でも町内会等が自主防災組織として活動を行っています。

市では、これらの防災組織に対して、耐震診断及び耐震改修の普及・啓発を図ります。

9 防災リーダーの養成

住宅・建築物の倒壊や、出火・延焼等による二次被害を防止するためには、「自助」「共助」を原則として、かつ、「公助」との連携充実が重要です。

市では、防災リーダーの養成及びスキルアップ研修を実施することにより、地域で災害に備えた防災訓練や防災に関する啓発等の中心的な役割を担う十分な意識・知識・技能を有する防災リーダーを育成することで、地域防災力の強化を図ります。

第8章 その他建築物の耐震改修等の促進に関し必要な事項

第 8 章 その他建築物の耐震改修等の促進に関し必要な事項

1 耐震化を促進するための指導等に関する事項

(1) 法による耐震診断又は耐震改修の指導・助言等の対象建築物

市は所管行政庁*である県と連携して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行います。特に倒壊を防止する必要性が高いものについては、より具体的な対応を求める「指示」や「公表」を県ができることになっています。

※所管行政庁とは、建築主事を置く市町村においてはその市町村の長であり、その他の市町村では、都道府県知事。(法第 2 条) 建築主事とは、建築基準法に基づき建築計画の確認等を行うために、知事又は市町村長が任命した者。

【指導・助言の対象となる特定建築物】

耐震改修促進法第 12 条第 1 項 (附則第 3 条第 3 項で準用する場合を含む。)、第 15 条第 1 項、第 16 条第 2 項及び第 27 条第 1 項の規定に基づく指導・助言の対象となる建築物のうち、所管行政庁が耐震診断・改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるもの。

(2) 耐震診断又は耐震改修の指導等の方法

「指導」及び「助言」は、建築物の耐震診断・耐震改修の必要性を説明して、耐震化の実施に関する啓発文書を送付し、相談に応ずる方法で行います。

「指示」は、特に倒壊を防止する必要性が高いものに対して、指導及び助言のみでは協力が得られない場合に、指示書を交付する等の方法で行います。

「公表」は“正当な理由”がなく、耐震診断・耐震改修の「指示」に従わないときに実施し、県が広報やホームページ等により公表します。

(3) 耐震診断義務付け対象建築物に対する指導等の実施

所管行政庁である県は、耐震診断義務付け対象建築物 (広域緊急輸送道路沿道建築物などの要安全確認計画記載建築物) の報告された耐震診断の結果を踏まえ、建築物の所有者に対して、法第 12 条の規定に基づき、耐震改修の実施等に向けた「指導」及び「助言」を県が行います。「指導」に従わない者に対しては必要な「指示」を行い、“正当な理由”なく、その「指示」に従わなかったときには、その旨をホームページ等で公表します。

この施策に対して、市は県に協力していきます。

(4) 建築基準法による勧告又は命令等に関する事項

特定行政庁*である県が建築物の損傷・腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる場合において、建築物の除却・改築・修繕等必要な措置を「勧告」します。また“正当な理由”がなく「勧告」に従わない場合には「命令」を行います。

耐震改修等の「指示」に従わないことにより「公表」した建築物で、その建築物の倒壊による周辺等への影響が大きいと認められる場合や地震に対する安全性についてより危険であると認められる建築物の所有者に対して、速やかに建築物の除却・改築・修繕等の「命令」を県が行います。

この施策に対して、市は県に協力していきます。

※特定行政庁とは、建築主事を置く市町村においてはその市町村の長であり、その他の市町村では、都道府県知事(建築基準法 第2条)。

表 8-1 建築基準法による勧告又は命令

公表を行ったにもかかわらず建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合		
勧告	命令	命令
建築基準法第10条第1項	建築基準法第10条第2項	建築基準法第10条第3項
<p>特定行政庁は、(中略) 損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となる恐れがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。</p>	<p>特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。</p>	<p>前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。</p>

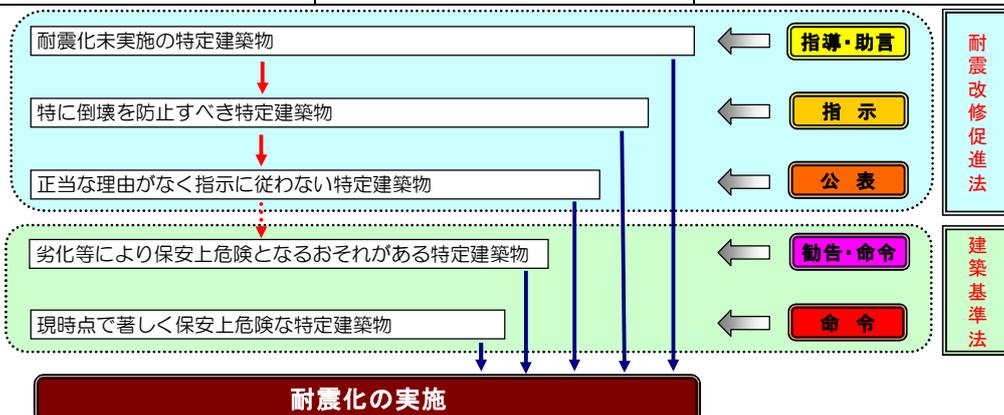


図 8-1 特定建築物の耐震化を促進するための指導フロー図

2 庁内における連携体制の強化

地震防災に関する普及・啓発、建築物の耐震化に関する情報提供、相談窓口の設置・運営、市有施設の耐震化等を計画的に推進するため、庁内関係部局による連携体制を強化します。

3 建築関係団体、特定非営利活動法人(NPO)等との連携

(公社)広島県建築士会、(一社)広島県建築士事務所協会等建築関係団体や関連する特定非営利活動法人(NPO)では、消費者保護や住宅・建築物所有者の安全確保の面から耐震診断・改修の促進に積極的に取り組み、住民との信頼関係の構築を進めています。

また、建築に関する専門家や地域の工務店などが一体となった耐震診断・改修の相談からの耐震改修工事への取組を安心して行えるような仕組みづくりなどは、耐震診断・改修の促進に寄与します。

このため、市は県と連携して、建築関係団体、特定非営利活動法人(NPO)等との連携を図り、耐震診断・改修を担う人材の育成や技術力向上のための講習会の開催や、経済性に優れた耐震改修工法の情報提供など耐震化に向けた普及・啓発に努めます。

4 耐震改修促進計画市町調整会議との連携

県及び市町の建築主務課で構成される「耐震改修促進計画市町調整会議」に参加し、耐震化の促進に関する情報共有・意見交換、今後のフォローアップを行うなど、県及び他市町との連携を強化して、計画的な耐震化の促進を図ります。

5 広島県建築安全マネジメント推進協議会との連携

行政機関及び、建築関係団体等で構成される「広島県建築安全マネジメント推進協議会」では、広島県建築安全マネジメント計画の策定など、建築物の品質向上及び違反建築物の防止に係る対策、建築物の安全性の確保などに取り組んでいます。

市は、この「広島県建築安全マネジメント推進協議会」と連携して、今後も計画的な耐震化の促進、建築物の安全性の確保等を通じ、安心して住めるまちづくりの推進を図ります。

6 地震保険の加入促進への普及・啓発

地震保険の加入促進のため、県と連携して、地震保険の保険料、補償内容、新たに創設された地震保険料控除などの情報提供を行い、地震保険の普及・啓発に努めます。

また、耐震診断や耐震改修の結果、耐震性能を有すると認められる住宅について地震保険料が割引されることから、損害保険関係団体との連携についても進め、地震保険の普及・啓発とあわせて耐震診断や耐震改修の促進を図ります。

7 アクションプログラムの検証・見直し・公表

第6章において策定したアクションプログラムを、その実績・達成状況を検証・公表し、さらに見直し次年度へ反映していきます。

8 計画の検証・見直し

市は、本計画で定める耐震化の目標の達成状況や施策の実施状況などを定期的に確認・検証するとともに、計画の進捗状況や社会情勢の変化に応じた計画の見直し、新たな施策の実施など、適切な進捗管理を行います。